

# 衛生管理者免許試験 公表問題

## 労働衛生（有害業務に係るもの以外）

- ① 温熱条件
- ② 視環境
- ③ 必要換気量
- ④ 快適職場
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステム
- ⑥ 腰痛予防対策
- ⑦ 受動喫煙防止のガイドライン
- ⑧ 食中毒
- ⑨ 感染症
- ⑩ 情報機器作業
- ⑪ 労働衛生対策
- ⑫ 健康保持増進
- ⑬ メンタルヘルス対策
- ⑭ エイジフレンドリー
- ⑮ 健康診断の検査項目
- ⑯ 労働衛生管理統計
- ⑰ 脳血管障害・虚血性心疾患
- ⑱ 一次救命処置
- ⑲ 出血・止血法
- ⑳ 熱傷
- ㉑ 骨折

【令和 8 年 4 月】

【問 3 8】 厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」に基づく、重量物取扱い作業における腰痛予防対策に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 著しく重心の偏っている荷物は、その旨を明示する。
- (2) 労働者全員に腰部保護ベルトを使用させる。
- (3) 満 18 歳以上の男性労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね 40%以下とする。
- (4) 床面などから荷物を持ち上げる場合には、片足を少し前に出し、膝を曲げ、腰を十分に降ろして当該荷物をかかえ、膝を伸ばすことによって立ち上がるようにする。
- (5) 当該作業に配置する際及びその後 6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、腰痛の健康診断を実施する。

▶▶解説◀◀

- (1) (3) (4) (5) 正しい
- (2) **誤り**：「全員に…使用させる」⇒「個人により効果が異なるため、一律に使用するのではなく、個人ごとに効果を確認してから使用の可否を判断する。」

\*解答\* (2)

## 【令和6年10月】

【問35】 厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 作業動作、作業姿勢についての作業標準の策定は、その作業に従事する全ての労働者に一律な作業をさせることになり、個々の労働者の腰痛の発生要因の排除又は低減ができないため、腰痛の予防対策としては適切ではない。
- (2) 介護・看護作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業に配置する際及びその後6か月以内ごとに1回、定期的に、医師による腰痛の健康診断を行う。
- (3) 重量物取扱い作業の場合、満18歳以上の男性労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね40%以下とする。
- (4) 重量物取扱い作業の場合、満18歳以上の女性労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、男性が取り扱うことのできる重量の60%位までとする。
- (5) 床面などから荷物を持ち上げる場合には、片足を少し前に出し、膝を曲げ、腰を十分に降ろして当該荷物をかかえ、膝を伸ばすことによって立ち上がるようにする。

### ▶▶解説◀◀

- (1) **誤り**：指針には、「腰痛の発生要因を排除又は低減できるよう、作業標準を策定すること。」また「作業標準は、個々の労働者の健康状態・特性・技能レベル等を考慮して個別の作業内容に応じたものにしていく必要があるため、定期的に確認し見直すこと。」が定められている。
- (2) (3) (4) (5) 正しい。

\*解答\* (1)

## 【令和 5 年 10 月】

【問 37】 厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対して当該作業に配置する際に行う健康診断の項目として、適切でないものは次のうちどれか。

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
- (2) 自覚症状の有無の検査
- (3) 負荷心電図検査
- (4) 神経学的検査
- (5) 脊柱の検査

### ▶▶解説◀◀

- (1) (2) (4) (5) 正しい
- (3) **誤り**：負荷心電図は、運動負荷を加えた状態で心電図の変化をみる検査で、狭心症、虚血性心疾患などの発見に有用な検査項目である。腰痛健康診断の項目ではない。

\*解答\* (3)

【令和4年10月】

【問36】 厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 腰部保護ベルトは、重量物取扱い作業に従事する労働者全員に使用させるようにする。
- (2) 重量物取扱い作業の場合、満18歳以上の男性労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね50%以下となるようにする。
- (3) 重量物取扱い作業の場合、満18歳以上の女性労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、男性が取り扱うことのできる重量の60%位までとする。
- (4) 重量物取扱い作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業に配置する際及びその後1年以内ごとに1回、定期的に、医師による腰痛の健康診断を行う。
- (5) 立ち作業の場合は、身体を安定に保持するため、床面は弾力性のない硬い素材とし、クッション性のない作業靴を使用する。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：腰部保護ベルトは、一律に使用するのではなく個人により効果が異なるため、個人ごとに効果を確認してから使用の適合を判断する。
- (2) 誤り：「50%以下」⇒「40%以下」
- (3) 正しい
- (4) 誤り：「1年以内ごとに1回」⇒「6か月以内ごとに1回」
- (5) 誤り：床面が硬い場合は、立っているだけでも腰部への衝撃が大きいため、クッション性のある作業靴やマットを利用して、衝撃を緩和すること。

\*解答\* (3)

【令和4年4月】

【問36】 厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 作業動作、作業姿勢についての作業標準の策定は、その作業に従事する全ての労働者に一律な作業をさせることになり、個々の労働者の腰痛の発生要因の排除又は低減ができないため、腰痛の予防対策としては適切ではない。
- (2) 重量物取扱い作業の場合、満18歳以上の男性労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね50%以下となるようにする。
- (3) 重量物取扱い作業の場合、満18歳以上の女性労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、男性が取り扱うことのできる重量の60%位までとする。
- (4) 重量物取扱い作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業に配置する際及びその後1年以内ごとに1回、定期的に、医師による腰痛の健康診断を行う。
- (5) 腰部保護ベルトは、重量物取扱い作業に従事する労働者全員に使用させるようにする。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：指針には、「腰痛の発生要因を排除又は低減できるよう、作業標準を策定すること。」また「作業標準は、個々の労働者の健康状態・特性・技能レベル等を考慮して個別の作業内容に応じたものにしていく必要があるため、定期的に確認し見直すこと。」が定められている。
- (2) 誤り：「50%以下」⇒「40%以下」
- (3) 正しい
- (4) 誤り：「1年以内ごと」⇒「6か月以内ごと」
- (5) 誤り：腰部保護ベルトは、一律に使用するのではなく個人により効果が異なるため、個人ごとに効果を確認してから使用の適合を判断する。

\*解答\* (3)

## 【令和3年10月】

【問35】 厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 腰部保護ベルトは、重量物取扱い作業に従事する労働者全員に使用させるようにする。
- (2) 重量物取扱い作業の場合、満18歳以上の男性労働者が人力のみで取り扱う物の重量は、体重のおおむね50%以下となるようにする。
- (3) 重量物取扱い作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業に配置する際及びその後1年以内ごとに1回、定期的に、医師による腰痛の健康診断を行う。
- (4) 立ち作業の場合は、身体を安定に保持するため、床面は弾力性のない硬い素材とし、クッション性のない作業靴を使用する。
- (5) 腰掛け作業の場合の作業姿勢は、椅子に深く腰を掛けて、背もたれで体幹を支え、履物の足裏全体が床に接する姿勢を基本とする。

### ▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「全員に使用させるようにする。」⇒「個人により効果が異なるため、一律に使用するのではなく、個人ごとに効果を確認してから使用の可否を判断する」
- (2) 誤り：「50%以下」⇒「40%以下」
- (3) 誤り：「1年以内ごと」⇒「6か月以内ごと」
- (4) 誤り：「床面は弾力性のない硬い素材とし、クッション性のない作業靴を使用する」⇒「床面が硬い場合は、立っているだけでも腰部への衝撃が大きいので、クッション性のある作業靴やマットを利用して、衝撃を緩和すること」
- (5) 正しい

\*解答\* (5)

【令和3年4月】

【問40】 厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」に基づく、重量物取扱い作業における腰痛予防対策に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 労働者全員に腰部保護ベルトを使用させる。
- (2) 取り扱う物の重量をできるだけ明示し、著しく重心の偏っている荷物は、その旨を明示する。
- (3) 重量物を取り扱うときは、急激な身体の移動をなくし、前屈やひねり等の不自然な姿勢はとらず、かつ、身体の重心の移動を少なくする等、できるだけ腰部に負担をかけない姿勢で行う。
- (4) 重量物を持ち上げるときには、できるだけ身体を対象物に近づけ、重心を低くするような姿勢をとる。
- (5) 重量物取扱い作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業に配置する際及びその後6か月以内ごとに1回、定期的に、医師による腰痛の健康診断を行う。

▶▶解説◀◀

- (1) **誤り**：「全員に・・・使用させる」⇒「個人により効果が異なるため、一律に使用するのではなく、個人ごとに効果を確認してから使用の可否を判断する。」
- (2) (3) (4) (5) 正しい

\*解答\* (1)

## 【令和2年10月】

【問36】 厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 腰部保護ベルトは、全員に使用させるようにする。
- (2) 重量物取扱い作業の場合、満18歳以上の男子労働者が人力のみで取り扱う物の重量は、体重のおおむね50%以下となるようにする。
- (3) 重量物取扱い作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業に配置する際及びその後1年以内ごとに1回、定期的に、医師による腰痛の健康診断を行う。
- (4) 立ち作業の場合は、身体を安定に保持するため、床面は弾力性のない硬い素材とし、クッション性のない作業靴を使用する。
- (5) 腰掛け作業の場合の作業姿勢は、椅子に深く腰を掛けて、背もたれで体幹を支え、履物の足裏全体が床に接する姿勢を基本とする。

### ▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「全員に使用させるようにする。」⇒「個人により効果が異なるため、一律に使用するのではなく、個人ごとに効果を確認してから使用の可否を判断する。」
- (2) 誤り：「50%以下」⇒「40%以下」
- (3) 誤り：「1年以内ごとに1回」⇒「6か月以内ごとに1回」
- (4) 誤り：「床面は弾力性のない硬い素材とし、クッション性のない作業靴を使用する」⇒「床面が硬い場合は、立っているだけでも腰部への衝撃が大きいので、クッション性のある作業靴やマットを利用して、衝撃を緩和すること。」
- (5) 正しい

\*解答\* (5)

## 【令和2年4月】

【問40】 厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」に基づく、重量物取扱い作業などにおける腰痛予防対策に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 満18歳以上の男子労働者が人力のみで取り扱う物の重量は、体重のおおむね50%以下となるようにする。
- (2) 腰部保護ベルトは、全員に使用させるようにする。
- (3) 重量物を持ち上げるときは、できるだけ身体を対象物に近づけ、両膝を伸ばしたまま上体を下方に曲げる前屈姿勢を取る。
- (4) 腰掛け作業での作業姿勢は、椅子に深く腰を掛けて、背もたれで体幹を支え、履物の足裏全体が床に接する姿勢を基本とする。
- (5) 立ち作業では、身体を安定に保持するため、床面は弾力性のない硬い素材とし、クッション性のない作業靴を使用する。

### ▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「50%以下」⇒「40%以下」
- (2) 誤り：「全員に使用させるようにする。」⇒「個人により効果が異なるため、一律に使用するのではなく、個人ごとに効果を確認してから使用の可否を判断する。」
- (3) 誤り：「両膝を伸ばしたまま上体を下方に曲げる前屈姿勢を取る」⇒「重心を低くするような姿勢をとり、片足を少し前に出し、膝を曲げ、腰を十分に降ろして荷物をかかえ、膝を伸ばすことによって立ち上がるようにする」
- (4) 正しい
- (5) 誤り：「床面は弾力性のない硬い素材とし、クッション性のない作業靴」⇒「床面が硬い場合は、クッション性のある作業靴やマットを利用して、衝撃を緩和する」

\*解答\* (4)

【令和元年 10 月】

【問 35】 厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」に基づく、重量物取扱い作業における腰痛予防対策に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 労働者全員に腰部保護ベルトを使用させる。
- (2) 取り扱う物の重量をできるだけ明示する。
- (3) 重量物を取り扱うときは、急激な身体の移動をなくし、前屈やひねり等の不自然な姿勢はとらず、かつ、身体の重心の移動を少なくする。
- (4) 重量物を持ち上げるときは、できるだけ身体を対象物に近づけ、重心を低くするような姿勢をとる。
- (5) 重量物取扱い作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業に配置する際及びその後 6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、医師による腰痛の健康診断を行う。

▶▶解説◀◀

- (1) **誤り**：腰部保護ベルトは、個人により効果が異なるため、一律に使用するのではなく、個人ごとに効果を確認してから使用の適否を判断する。
- (2) (3) (4) (5) 正しい

\*解答\* (1)

【平成 31 年 4 月】

【問 3 4】 厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」に基づく、重量物取扱い作業などにおける腰痛予防対策に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 満 18 歳以上の男子労働者が人力のみで取り扱う物の重量は、体重のおおむね 50% 以下となるようにする。
- (2) 腰部保護ベルトは、全員に使用させるようにする。
- (3) 立ち作業時は身体を安定に保持するため、床面は弾力性のない硬い素材とする。
- (4) 腰掛け作業の場合の作業姿勢は、椅子に深く腰を掛けて、背もたれで体幹を支え、履物の足裏全体が床に接する姿勢を基本とする。
- (5) 腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、腰痛の健康診断を実施する。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「50% 以下」⇒「40% 以下」
- (2) 誤り：「全員に使用させるようにする。」⇒「個人により効果が異なるため、一律に使用するのではなく、個人ごとに効果を確認してから使用の可否を判断する。」
- (3) 誤り：全文修正。「床面が硬い場合は、立っているだけでも腰部への衝撃が大きいため、クッション性のある作業靴やマットを利用して、衝撃を緩和すること。」
- (4) 正しい
- (5) 誤り：「1 年以内ごとに 1 回」⇒「6 か月以内ごとに 1 回」

\*解答\* (4)